

フランス連結会計基準の国際的調和(19)2005
年の国際会計基準/国際財務報告基準
(IAS/IFRS)への移行の影響

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

47

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

50

(発行年 / Year)

2010-04

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008710>

〔論 文〕

フランス連結会計基準の国際的調和 (19)

—2005年の国際会計基準/国際財務報告基準 (IAS/IFRS) への移行の影響—

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄
(以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - (6) 連結会計の基本原則
(以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理
(以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理
(以上第37巻2号, 第3号, 第4号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル (PCG) により認められたオプション
(以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション
(以上第39巻第2号)
 - ③ 6条オプション
(以上第39巻第3号)
 - (10) 外貨換算会計
(以上第39巻第4号, 第40巻第1号)
 - (11) リース会計
(以上第40巻第4号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
(以上本号)
- ① 資本連結
 - 1) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書における資本連結の特徴
 - 2) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の適用例
(以上第43巻第1号)
 - 3) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の資本連結の問題点
 - 4) 1978年国家会計審議会 (CNC) 報告書案および1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定
(以上第44巻第3号)
 - 5) 1970・80年代におけるフランス多国籍企業グループの資本連結処理
(以上第45巻第1号)
 - 6) 第一回連結差額の処理と無形資産の計上問題
(以上第45巻第2号)
 - 7) 1990年代におけるフランス多国籍企業グループの無形資産計上
(以上第45巻第4号)
 - 8) 1999年新連結会計規則における資本連結
(以上第46巻第2号)
 - 9) 2005年度における国際財務報告基準 (IFRS) への移行とその影響
 - a. 主要フランス企業の持分 (純資産) における IFRS 移行の影響とその主要要因
 - b. 主要企業の無形資産における IFRS 移行の影響
 - c. 国際的基準対応型企业および国内基準型企业における IFRS 移行の影響の比較

9) 2005年度における国際財務報告基準 (IFRS) への移行とその影響

a. 主要フランス企業の持分 (純資産) における IFRS 移行の影響とその主要要因

① 主要企業の資産・負債・持分 (純資産) への影響

フランスにおける連結会計原則は、1986年連結会計規則 (1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの1986年連結会計規定) から1999年連結会計規則 (会計規制委員会 (CRC) 規則第99-02号) に改正された。また、基本的会計原則である1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (1982年 PCG) も会計規制委員会 (CRC) 規則第99-03号に改正された。これを受けて、仏企業は2000年度の連結決算から1999年連結会計規則に準拠して連結計算書類を作成した。

さらに、欧州連合 (EU) の 2002年7月19日付 EC レギュレーション第1606/2002号に従い、フランス上場企業は、2005年1月1日以後に開始する年度の連結決算から、EUの採択した「国際会計基準/国際財務報告基準」(IAS/IFRS) (以下本稿では「国際財務報告基準」(IFRS) と表示する) に準拠してその連結計算書類を作成することが義務づけられた。フランス上場企業は、2003年～2004年に IFRS との主要な差異の検討や情報システム上の対応などを行い、2005年度連結決算から IFRS へ移行した。

当該移行に際して、フランス証券市場規制局 (AMF) の勧告に従って、上場企業は、2004年度連結決算につき IFRS ベースの比較情報を提供している。本稿では、当該情報の分析に基づき、仏基準から IFRS への移行が仏企業にどのような影響をもたらしたかを、とくに無形資産を中心に検討したい。

まず、フランス上場企業の持分 (純資産) における国際財務報告基準 (IFRS) 移行の影響を分析する。ここで取り上げるフランス上場企業は、2009年9月末現在、ユーロネクスト・パリ証券取引所の最重要株価指数「CAC40」を構成する企業である。CAC40はパリ市場上場企業の時価総額上位40銘柄により構成されているが、

本稿では、CAC40の40社から金融・保険6社 (AXA, BNP Paribas, Crédit Agricole, Dexia, Société Générale, Unibail-Rodamco)、外国企業3社 (EADS, STMicroelectronics, Arcelor Mittal)、および新設企業スエズ E (Suez Environnement) を除いた30社を取り上げる⁽¹⁾。

第1図表は、これら30社について、2004年度末の仏基準ベースの連結持分 (純資産) が IFRS ベースで計算するとどのように増減したかを示したものである。

2004年度末における30企業の仏基準ベースの持分 (純資産) 総額は283,485百万€ (平均9,450百万€) である。当該持分総額は、IFRS ベースでの再計算により275,112百万€ (平均9,171百万€) となった。従って、仏主要30企業全体で、IFRS への移行は2004年度末仏基準ベースの連結持分総額を8,373百万€だけ減少させたことになる。持分の平均減少額は279百万€, 平均減少率は-2.95%となった。

内訳は、持分増加企業が12社、当該企業における持分増加総額は11,311百万€ (平均943百万€)、減少した企業は18社で、当該企業における持分減少総額は19,684百万€ (平均1,094百万€) あった。全体としては6対4の割合で、持分減少企業数の方が増加した企業数より多い。

IFRS に基づく再計算により、資産額は30社全体では28,649百万€ (平均955百万€) の増加を引き起こした。内訳は、資産が増加した企業が18社で、当該企業における資産増加総額は41,578百万€ (平均2,310百万€)、減少した企業は12社で、当該企業における資産減少総額は12,929百万€ (平均1,077百万€) あった。全体としては6対4の割合で、資産増加企業数の方が減少した企業数より多い。

他方、IFRS に基づく再計算により、負債額は30社全体で37,022百万€ (平均1,234百万€) の増加を引き起こした。内訳は、負債増加企業が24社、当該企業における負債増加総額は49,724百万€ (平均2,072百万€)、減少企業は6社、当該企業における負債減少総額は12,702百万€ (平均2,462百万€) であった。全体の80%の企業が負債額を増やす結果となった。

第1図表 資産・負債・持分（純資産）における IFRS 移行の影響（2004年度末連結ベース）（単位：百万€）

企業グループ	仏基準持分	資産増減額	負債増減額	持分増減額	IFRS 持分	増減率 (%)
1. EDF	18,460	1,156	10,281	(9,125)	9,335	-49.4
2. アルカテル L	3,744	1,592	43	1,549	5,293	+41.4
3. ミシュラン	4,677	(94)	1,037	(1,131)	3,546	-24.2
4. ペルノ・リカール	3,135	(176)	394	(570)	2,565	-18.2
5. アルストム	1,256	1,414	1,204	210	1,466	+16.7
6. アコー	3,833	(157)	478	(635)	3,198	-16.6
7. S アバンティス	35,949	8,652	3,078	5,574	41,523	+15.5
8. ダノン	5,294	2,878	3,666	(788)	4,506	-14.9
9. ロレアル	10,564	2,206	945	1,261	11,825	+11.9
10. ベオリア E	5,618	(439)	231	(670)	4,948	-11.9
11. ラファルジュ	11,072	(272)	899	(1,171)	9,901	-10.6
12. F テレコム	19,733	2,368	4,418	(2,050)	17,683	-10.4
13. ビベンディ U	16,580	(249)	(1,761)	1,512	18,092	+9.1
14. パロウレック	1,209	152	48	104	1,313	+8.6
15. サン・ゴバン	11,806	(462)	434	(896)	10,910	-7.6
16. エール・リキッド	5,715	800	1,215	(415)	5,300	-7.3
17. カップ・ジェミニ	3,002	806	1,020	(214)	2,788	-7.1
18. ラガルデール	3,131	(710)	(524)	(186)	2,945	-5.9
19. LVMH	9,175	5,020	5,520	(500)	8,675	-5.4
20. カルフル	8,329	3,307	3,646	(339)	7,990	-4.1
21. ルノー	16,444	833	1,413	(580)	15,864	-3.5
22. バンシイ	3,744	(570)	(441)	(129)	3,615	-3.4
23. テクニップ	1,799	(6,356)	(6,418)	62	1,861	+3.4
24. シュネデール E	7,644	251	427	(176)	7,468	-2.3
25. ブジョー C	12,551	5,292	5,017	275	12,826	+2.2
26. ブイグ	5,087	(917)	(808)	(109)	4,978	-2.1
27. PPR	7,865	2,226	2,072	154	8,019	+2.0
28. GDF スエズ	12,693	(2,527)	(2,750)	223	12,916	+1.8
29. トタル	32,036	2,606	2,224	382	32,418	+1.2
30. エシロール INT	1,340	19	14	5	1,345	+0.4
合 計	283,485	28,649	37,022	(8,373)	275,112	-
平 均	9,450	955	1,234	(279)	9,171	-2.95%

・増減率=持分増減額÷仏基準持分×100%、() の数値はマイナスの金額（減少額）を表す。

・EDF; フランス電力, アルカテル L; アルカテル・ルーセント, S アバンティス; サノフィ・アバンティス, ベオリア E; ベオリア・アンビロヌマン, F テレコム; フランス・テレコム, LVMH; ルイビトン・モエテネシー, ブジョー C; ブジョー・シトロエン

・ラガルデールは EADS を除外した数値。GDF スエズは合併前のスエズのデータ。ブジョー・シトロエンは2003年度末の数値 (IFRS 移行は04年度)。ペルノ・リカールは05年6月30日の数値 (決算日は6/30 で、IFRS 移行は06/06/30決算から), アルストムは2005年3月31日決算日の数値。

(各企業の年次報告書または AMF 提出書類 (document de référence)) に基づいて筆者作成)

持分変動の最も大きな企業はフランス電力 (EDF) である。当該企業の場合、仏基準ベースの持分が半減する結果 (-49.4%) となった。続いて、アルカテル・ルーセント+41.4%, ミシュラン-24.2%, ペルノ・リカール-18.2%, アルストム+16.7%, アコー-16.6%, サノフィ・ア

バンティス+15.5%, ダノン-14.9%, ロレアル+11.9%, ベオリア・アンビロヌマン-11.9%, ラファルジュ -10.6%, フランス・テレコム-10.4%となっており、10%以上の影響を受けた企業が12企業に上った。

上記企業以外に、資産の変動と負債の変動と

が相殺されて結果的に持分への影響が大きく軽減された企業としては、ルイビトン・モエテネシー (LVMH) (資産の増加5,020百万€・負債の増加5,520百万€), カルフール (資産の増加3,307百万€・負債の増加3,646百万€), テクニップ (資産の減少6,356百万€・負債の減少6,418百万€), プジョー・シトロエン (資産の増加5,292百万€・負債の増加5,017百万€), PPR (資産の増加2,226百万€・負債の増加2,072百万€), GDF スエズ (資産の減少2,527百万€・負債の減少2,750百万€), トタル (資産の増加2,606百万€・負債の増加2,224百万€) の7企業が挙げられる。

げられる。

30企業グループを持分の減少企業と増加企業に分類してその増減率および主要変動要因を示したものが第2図表と第3図表である。持分の減少企業18社の平均減少率は-13.5%である (持分減少額合計-19,684百万€÷減少企業を持分額合計158,216百万€×100%)。

持分 (純資産) を最も減少させた企業は、-49.4%のフランス電力 (EDF) である⁽²⁾。次に大きな影響を受けたのは持分の約4分の1 (-24.2%) を減らしたミシュランである。

第2図表 持分減少企業と主要変動要因

(金額: 百万€)

減少企業18社		減少率 (%)	減少額	持分変動の主要要因 (百万€)
1	EDF	-49.4	(9,125)	未認識退職給付債務の認識 (11,653), IFRS 移行修正の税効果3,437, 接統料 (2,099)
2	ミシュラン	-24.2	(1,131)	未認識退職給付債務の認識 (1,426), 移行修正の税効果447, 減損 (99)
3	ペルノ・リカール	-18.2	(570)	企業結合のブランドに係る税効果の認識 (380), 自己株式に係る処理 (189), 転換社債の処理24
4	アコー	-16.6	(635)	リース料処理の修正 (284), 減価償却方法の修正 (146), 移行修正の税効果 (140)
5	ダノン	-14.9	(788)	ブランドに係る税効果の認識 (315), のれん償却の消去75, 未認識退職給付債務 (58)
6	ベオリア E	-11.9	(670)	固定資産の処理 (2,886)
7	ラファルジュ	-10.6	(1,171)	未認識退職給付債務 (766)
8	フランス・テレコム	-10.4	(2,050)	詳細不明
9	サン・ゴバン	-7.6	(896)	未認識退職給付債務 (1,555), 減価償却費の遡及的修正319, 移行修正の税効果312
10	エール・リキッド	-7.3	(415)	未認識退職給付債務 (404), 有形固定資産有効年数の遡及的修正279, 移行修正の税効果165
11	カップ・ジェミニ	-7.1	(214)	未認識退職給付債務 (297), 繰延税金資産の現在価値化の消去106, 売上高の認識 (41)
12	ラガルデール	-5.9	(186)	無形固定資産の減損 (220), のれん償却費の消去79, 未認識退職給付債務 (19)
13	LVMH	-5.4	(500)	少数株主持分買入コミットメント (1,545), 企業結合の再計算・のれん計上1,306, 自己株式 (883)
14	カルフル	-4.1	(339)	ストック・オプションの評価 (454), 未認識退職給付債務 (320), のれん償却費の消去319
15	ルノー	-3.5	(580)	自己株式 (508), 開発費の資本化443, 金融商品公正価値評価288
16	バンシイ	-3.4	(129)	未認識退職給付債務 (123), 自己株式 (88), 借入費用の資本化58 (IAS23)
17	シュネデール E	-2.3	(176)	未認識退職給付債務 (365), のれん償却費の消去217, 開発費の資本化46
18	ブイグ	-2.1	(109)	未認識退職給付債務 (52), のれん償却費消去23, 企業譲渡に伴う連結離脱の追加的影響21
平 均		-13.5%	(1,094)	

・() の数値はマイナスの金額 (減少額) を表す。持分変動の主要要因は金額の大きいものを3つ挙げた。
(各企業の年次報告書または AMF 提出書類により筆者作成)

これに対して、持分の増加企業は12社（全体の38.7%）、平均増加率は+8.2%であった（増加額合計+11,312百万€÷増加企業の持分額合計137,586百万€×100%）。

持分を最も増やした企業はアルカテル・ルー

セントである。当該企業では、仏基準ベースの持分が4割ほど（+41.4%）増大する結果となった。これに続き、アルストム+16.7%、サノフィ・アバンティス+15.5%となった。

第3図表 持分増加企業と主要変動要因

(金額:百万€)

増加企業12社	増加率 (%)	増加額	持分変動の主要要因 (百万€)
1 アルカテルL	+41.4	1,549	金融商品公正価値評価721, のれん償却費の消去388, 負債から資本への再分類645
2 アルストム	+16.7	210	のれん償却費の消去223, 無形資産に係る繰延税金負債の認識 (176), 開発費の資本化164
3 S アバンティス	+15.5	5,574	開発費の資産化5,060, 企業結合の再計算によるのれんの認識804, 自己株式 (638)
4 ロレアル	+11.9	1,261	S アバンティス株の市場価格評価3,531, 自己株式の処理 (1,324), 移行修正の税効果 (482)
5 ビベンディ U	+9.1	1,512	転換社債の処理922, 売却可能有価証券889, のれん償却費の消去532
6 バロウレック	+8.6	104	有形固定資産の再計算173, 未認識退職給付債務の認識 (27), 移行修正の税効果 (18),
7 テクニップ	+3.4	62	のれん償却費の消去117, 未認識退職給付債務の認識 (27), 建設契約の前受金の再処理 (23)
8 ブジョーC	+2.2	275	開発費2,577, 未認識退職給付債務の認識 (1,242), 移行修正の税効果 (480)
9 PPR	+2.0	154	詳細不明
10 GDF スエズ	+1.8	224	有形固定資産の処理1,029, 未認識退職給付債務の認識 (320), のれん償却費の消去269
11 トタル	+1.2	382	棚卸資産評価1,503, 自己株式 (1,327), 持分法の再処理673
12 エシロール	+0.4	5	詳細不明
平均	+8.9%	924	

・() の数値はマイナスの金額 (減少額) を表す。持分変動の主要要因は金額の大きいものを3つ挙げた。
(各企業の年次報告書またはAMF提出書類により筆者作成)

② 持分（純資産）変動の主要要因

(1) 持分減少の主要要因

第2図表および第3図表は、各企業における持分変動の主要要因として、金額の大きいものから順に3つの要因を上げたものである。これによれば、未認識退職給付債務（未認識の数理計算上の差異・過去勤務債務）の認識が、最も多くの企業で大幅な持分（純資産）減少の要因となったことがわかる。

未認識退職給付債務の認識は、フランス電力(EDF)では11,653百万€, ミシュランでは1,426百万€の持分を減少させた。フランス電力の全体の減少率は-49.4%, ミシュランの全体の減少率は-24.2%であったが、退職給付債務の処

理は、それぞれ仏基準ベースの持分の63%および30.5%を減少させており、これらの企業における当該要因の影響は極めて大きい。

未認識退職給付債務の認識による持分の減少は、国際会計基準 (IAS) 第19号「従業員給付」の適用によるものである。フランスでは、商法の計算規定が全額引当て処理を義務づけていないこともあり、多くの企業で未認識退職給付債務が存在していた。持分変動の三大要因の中に当該要因が入っている企業としては以下の16企業がある。すなわち、

・未認識退職給付債務の認識による持分の減少
(金額の単位:百万€)

EDF (9,125), サン・ゴバン (1,555), ミシュラン

(1,426), プジョー・シトロエン (1,242), ラファルジュ (766), エール・リキッド (404), シュネデール (365), GDF スエズ (320), カップ・ジェミニ (297)⁽³⁾, バンシイ (123), ダノン (58), ブイグ (52), カルフル (32)⁽⁴⁾, パロウレック (27), テクニップ (27), ラガルデール (19)

多くの企業で巨額の未認識退職給付債務の認識により、持分が大きく減少する結果となった。

これに続き多くの企業で持分の大きな減少の要因となったのは、自己株式の処理の変更である。自己株式の処理による持分の減少は、国際会計基準 (IAS) 第 32号「金融商品:開示および表示」の適用によるものである。フランスでは、従業員等に付与される株式購入オプションに係る自己株式は、市場性のある有価証券 (一時所有有価証券) として資産計上されていたが、IFRS への移行に伴い持分の減少として処理しなければならない。

持分変動の三大要因の中に当該要因が入っている企業としては以下の6企業がある。すなわち、

- ・自己株式の処理の変更による持分の減少 (金額の単位:百万€)

トタル (1,327)⁽⁵⁾, ロレアル (1,324), LVMH (883), ルノー (508)⁽⁶⁾, ペルノ・リカール (189)⁽⁷⁾, バンシイ (88)

以上の未認識退職給付債務の認識および自己株式の処理の変更の他に、多くの企業の持分に大きな影響を与えた要因としては、IFRS 移行修正に伴う税効果の認識 (IAS第12号「法人所得税」) がある。例えば、多額の退職給付引当金の計上等により最終的に持分が減少した企業では、将来の税金支払い額を減らす効果が認識され、多額の繰延税金資産が計上された。当該資産の認識は、他の要因による持分減少の幅を縮小する形で影響を与えている。

(2) 持分増加の主要要因

第2図表および第3図表に示した持分変動の主要要因にれば、最も多くの企業で大幅な持分 (純資産) 増加の要因になったのは、のれん償却費の消去、企業結合の再計算によるのれんの計上、開発費の資産化といった無形資産関連の処

理である。

のれん償却費の消去による持分の減少は、国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」の適用によるものである。仏基準では、のれんは規則的償却の対象となるが (償却期間は非明示)、IFRS では規則的償却ではなく、定期的な減損テストの対象となる。IFRS 移行に伴い、計上したのれんの償却費は消去されることになる。

また、仏基準では一定の条件を満たす場合には持分プーリング法の適用が認められているが、IFRS では当該方法は禁止されている。IFRS 移行に伴い、過去の企業結合について、持分プーリング法の処理を再計算した場合には、多額ののれんが生ずる可能性がある。ただし、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初年度適用」では、2004年1月1日前行なわれた企業結合を遡及的に再計算するか否かは企業の選択に委ねられている。

他方、IAS第38号「無形資産」によれば、開発段階での開発費支出で当該基準の要件を充足するものは、これを無形資産として計上することが必要となる。

持分変動の三大要因の中に無形資産関連の増加要因が入っている企業としては以下の17企業がある。すなわち、

- ・無形資産関連の処理による持分の増加 (金額の単位:百万€)

イ) のれん償却費の消去 (10企業)

ビベンディ532, アルカテル・ルーセント388, カルフル319, GDF スエズ269, アルストム223, シュネデール217, テクニップ117, ラガルデール79, ダノン75, ブイグ23

ロ) 企業結合の再計算によるのれんの計上 (2企業)

ルイビトン・モエテネシー (LVMH) 1,306, サノフィ・アバンティス804

ハ) 開発費の資産化 (5企業)

サノフィ・アバンティス5,060, プジョー・シトロエン2,577, ルノー443, アルストム164, シュネデール46

のれん償却費の消去に伴う持分の増加は大きくても500百万€程度の影響であるが、企業結合の再計算や開発費の資本化は、企業によっては

持分に極めて大きな影響を与えた。特に、サノフィ・アバンティスとプジョー・シトロエンにおける開発費の資本化の影響額は巨額である。

サノフィ・アバンティスにおける持分増加5,574百万€の大部分はこの開発費の資産計上が寄与したものである。また、プジョー・シトロエンの場合、開発費2,577百万€の資産化は、未認識退職給付債務の認識による持分の減少(1,242百万€)を埋め合わせ、最終的に275百万€の持分増加に寄与した。

これに続き、多くの企業で持分の大きな増加の要因となったのは、金融資産の公正価値評価である。これは IAS 第32号「金融商品:開示および表示」および第39号「金融商品:認識および測定」の適用によるものである。金融商品に関して、仏基準と IFRS との最も大きな違いは IFRS において「売却可能金融資産」に分類されるものの取扱いである。

当該資産は IFRS では基本的に公正価値評価を行い、評価差額を持分(純資産)に直接計上するのに対して、仏基準では公正価値評価するものの、会計記入するのは減価引当金に計上される評価損のみである。このため、IFRS への移行に伴い、当該資産の評価益が自己資本に計上される可能性がある。

なお、仏基準には IFRS の「公正価値で評価し評価額の変動を損益計上する金融資産・金融負債」という分類は見られない。仏基準では、当該資産は「一時所有有価証券 (Valeurs Mobilières de Placement; VMP)」に分類され、評価益は会計記入せず、評価損のみ減価引当金として会計処理の対象となる。もっとも、金融・保険を除く CAC40の企業では、一時所有有価証券の大部分は IFRS でいう「売却可能金融資産」に分類された。

持分変動の三大要因の中に金融資産の公正価値評価の増加要因が入っている企業としては以下の4企業がある。すなわち、

- ・金融資産の公正価値評価による持分の増加(金額の単位:百万€)

ロリアル3,531, アルカテル・ルーセント721, ビベンディ889, ルノー288

金融商品の公正価値評価については、大きな影響を受けた企業は一部の企業に限定されているが、これら企業における持分増加額は極めて大きいものとなった。

以上の無形資産関連の処理および金融資産の公正価値評価等の持分の増加要因に付随して、IFRS 移行修正に伴う税効果が認識されている。この場合、資産計上に伴い繰延税金負債が計上され、他の要因による持分増加の幅を縮小する形で影響を与えている。

さらに、多くの企業の持分が無視し得ない影響を与えた要因には、有形固定資産関連の処理がある。具体的には、IFRS 移行に伴う耐用年数の延長・短縮、構成要素(コンポーネント)アプローチの採用、公正価値評価の選択実施等の再計算から、持分が変動するものである。各企業の持分への影響はマチマチであり、減少要因となった企業には、ベオリア (2,886), アコー(146)^⑧があり、増加要因となった企業には、GDF スエズ1,029, サン・ゴバン319, エール・リキッド279, パロウレック173^⑨がある(単位:百万€)。

次に、資本連結との関連で、無形資産における影響を分析してみたい。

b. 主要企業の無形資産における IFRS 移行の影響

① のれんにおける影響

(1) のれんの計上額の変動

第4図表は、前出30企業について、2004年度末の仏基準ベースののれん金額が、IFRS ベースではどのように増減したかを示したものである。

2004年度末における30企業の仏基準ベースののれん総額は128,967百万€(平均4,299百万€)である。当該のれん総額は、IFRS ベースで再計算すると、152,438百万€(平均5,081百万€)となった。従って、仏主要30企業全体で、IFRS への移行は2004年度末仏基準ベースののれん総額を23,471百万€だけ増加させたことになる。のれん総額の平均増加率は+18.2%である。

30企業のうち25企業においてのれんが増加し、5企業でのれんが減少した。8割以上の企業で、のれん金額が増大したことがわかる。

第4図表 のれんにおける IFRS 移行の影響 (2004年度末連結ベース)

(単位: 百万€)

企業グループ	仏基準	IFRS 再分類	IFRS 再計算	IFRS 増減額	IFRS 準拠	増減率 (%)
1. プイグ	192	4,293	55	4,348	4,540	+2,264.6
2. ロレアル	817	2,670	27	2,697	3,514	+330.1
3. PPR	1,932	1,606	1,859	3,465	5,397	+179.3
4. カップ・ジェミニ	725	1,009	40	1,049	1,774	+144.7
5. ダノン	1,817	47	1,983	2,030	3,847	+111.7
6. ラガルデール	993	689	73	762	1,755	+76.7
7. ラファルジュ	3,718	2,147	133	2,280	5,998	+61.3
8. パンシイ	1,387	(649)	39	(610)	777	-44.0
9. LVMH	3,222	(54)	880	826	4,048	+25.6
10. ベオリア E	3,559	532	293	825	4,384	+23.2
11. S アバンティス	23,475	0	4,863	4,863	28,338	+20.7
12. ビベンディ U	15,555	(4,735)	2,334	(2,401)	13,154	-15.4
13. エシロール INT	310	22	18	40	350	+12.9
14. プジョーC	2,039	0	(221)	(221)	1,818	-10.8
15. ミシュラン	272	(7)	36	29	301	+10.7
16. シュネデール E	4,077	0	385	385	4,462	+9.4
17. ペルノ・リカール	200	2	15	17	217	+8.5
18. アルストム	3,194	0	223	223	3,417	+7.0
19. F テレコム	25,806	272	1,511	1,783	27,589	+6.9
20. EDF	5,024	0	347	347	5,371	+6.9
21. バロウレック	44	1	2	3	47	+6.8
22. カルフル	8,851	159	319	478	9,329	+5.4
23. アルカテル L	3,586	(194)	382	188	3,774	+5.2
24. アコー	1,758	(189)	98	(91)	1,667	-5.2
25. テクニップ	2,286	0	109	109	2,395	+4.8
26. ルノー	190	0	7	7	197	+3.7
27. トタル	1,105	0	16	16	1,121	+1.4
28. エール・リキッド	2,311	20	1	21	2,332	+0.9
29. サン・ゴバン	5,170	44	(11)	33	5,203	+0.6
30. GDF スエズ	5,352	0	(30)	(30)	5,322	-0.6
合 計	128,967	7,685	15,786	23,471	152,438	-
平 均	4,299	256	526	782	5,081	+18.2%

・のれんの金額は純額。() の数値はマイナスの金額 (減少額) を表す。プイグ, PPR, ラファルジュ, エシロール, ペルノ・リカールおよびフランス・テレコムの再分類・再計算の内訳数値は推計値。

(各社の2004年度または2005年度の年次報告書またはAMF提出書類に基づき筆者作成)

IFRS への移行に伴って、のれん計上額が最も変動した企業は、+2,264.6%のプイグである。当該企業の場合、仏基準計上額の22倍に達した。これに続き、ロレアル+330.1%, PPR+179.3%, カップ・ジェミニ+144.7%, ダノン+111.7%, ラガルデール+76.7%, ラファルジュ+61.3%, パンシイ-44%, ルイビトン・モエテネシー (LVMH) +25.6%, ベオリア・アンピロヌマン+23.2%, サノフィ・アバンティス+20.7%, ビベンディ-15.4%, エシロール+12.9%, プジョ

ー・シトロエン-10.8%, ミシュラン+10.7%となっており、10%以上影響を受けた企業が15企業に上った。

(2) のれん計上額の変動要因

のれんの計上額の変動要因を、「再分類」と「再計算」の2つの点から分析してみよう。のれんへの再分類とは、すでに他の無形資産として計上していたものをのれんに再分類すること、または逆に、のれんの一部をその他の無形資産

に再分類することをいう。のれんの再分類は資産間の振替えであるので基本的には持分（純資産）には影響しない。

のれんの再計算は、仏基準で処理していた

2004年度ののれんの処理または企業結合を、IFRS に従い再計算することである。当該計算は、基本的に持分（純資産）に対して影響を有する。

第5図表 のれん増加企業と変動要因

(金額:百万€)

増加企業25社		増加率 (%)	増加額	のれん変動の要因
1	ブイグ	+2,264.6	4,348	のれん償却費消去55, 法的保護のない営業権・工業権・市場シェア等（その他の無形資産）からののれんへの再分類4,293
2	ロレアル	+330.1	2,697	営業権2,565と市場シェア105の再分類。
3	PPR	+179.3	3,465	詳細不明
4	C ジェミニ	+144.7	1,049	のれん償却費消去40, 市場シェア等の再分類1,009
5	ダノン	+111.7	2,030	少数株主持分の買入（約束）に係るのれん計上2,002 (IAS32), のれん償却費の消去92, 営業権の再分類47, その他 (111)
6	ラガルデル	+76.7	762	無形資産ののれんへの再分類690, その他の再分類 (1), 償却費の消去79, 損損損失 (6)
7	ラファルジュ	+61.3	2,280	非償却の市場シェアの再分類, 償却費の消去133
8	LVMH	+25.6	826	1987-2003年度の取得の再計算 (586), 少数株主持分の買入に係るのれん1,468, 商標と流通権（その他の無形資産）の再分類 (54)
9	ベオリア E	+23.2	825	営業権・市場シェア532の再分類, のれん償却費・戻入額の消去248, 少数株主持分買入れに係るのれん45
10	S アバンティス	+20.7	4,863	アバンティスの取得に係るのれんの認識4,579, のれん償却費の消去284
11	エシロール	+12.9	40	詳細不明
12	ミシュラン	+10.7	29	償却費の消去36
13	シュネデル	+9.4	385	のれん償却費の消去209, 買収ブランドに係る繰延税金負債176
14	ペルノリカル	+8.5	17	償却費の消去15, その他の無形資産からの再分類2
15	アルストム	+7.0	223	のれん償却費消去223
16	F テレコム	+6.9	1,783	その他の無形資産からの再分類272
17	EDF	+6.9	347	のれん償却費消去347
18	バロウレック	+6.8	3	償却費の消去2, 営業権の再分類1
19	カルフル	+5.4	478	償却費の消去319, その他の無形資産からの再分類159
20	アルカテル L	+5.2	188	2004年度持分プーリング法の修正, 償却費消去382, 持分法適用会社に係るのれんの「持分法適用株式」への再分類 (IAS28)
21	テクニップ	+4.8	109	のれん償却費の消去108
22	ルノー	+3.7	7	のれん償却費の消去7
23	トタル	+1.4	16	のれん償却費の消去308
24	A リキッド	+0.9	21	その他の無形資産からの再分類12, のれん償却費の消去68, のれんに含まれる企業取得時のリストラ費用の期間費用化 (67)
25	サン・ゴバン	+0.6	33	営業権の再分類44, 償却費の消去・換算修正（ユーロから地域通貨での換算）(11)
平 均		+26.1%	1,073	

・（ ）の数値はマイナスの金額（減少額）を表す。

（各企業の年次報告書またはAMF 提出書類により筆者作成）

第6図表 のれん減少企業と変動要因

(金額: 百万€)

減少企業5社		減少率 (%)	減少額	のれん変動の要因 (百万€)
1	バンシイ	-44.0	(610)	持分法適用株式に係るのれんの当該株式への再分類(691), 市場シェア63・営業権10の再分類, のれん償却費の消去47など
2	ビヘンディ	-15.4	(2,401)	持分法適用株式に係るのれんの再分類(4,737), その他の再分類2, 少数株主持分の再取得914, 少数株主持分買入(約束)に係るのれん995, のれん償却費の消去532
3	プジョーC	-10.8	(221)	のれん償却費の消去と減損計上による正味減少額(221)
4	アコー	-5.2	(91)	のれん償却費消去115, 市場シェアの再分類など
5	GDF スエズ	-0.6	(30)	のれん償却費消去237
平均		-12.9%	(671)	

・() の数値はマイナスの金額 (減少額) を表す。

(各企業の年次報告書または AMF 提出書類により筆者作成)

第4図表に示すとおり, 30企業全体ののれん増加額は23,471百万€であるが, 内訳は再分類による増加額が7,685百万€ (平均256百万€), 再計算による増加額は15,786百万€ (平均526百万€) である。再計算による増加が全体増加額の67.3%を占めている。

第5図表および第6図表は, のれんの増加企業と減少企業に分けて, その変動の要因をまとめたものである。のれん増加企業25社全体の平均増加率は+26.1%であり, 減少企業5社全体の平均減少率は-12.9%である。

(3) のれんの再分類の内容

第5図表および第6図表に示すとおり, 「再分類」の大部分はその他の無形資産からの再分類である。再分類の対象となったものとしては, 主に法的保護のない「市場シェア (parts de marché)」および「営業権 (fonds commerciaux)」が上げられる。

ブイグ, ロレアル, カップ・ジェミニイ, ラファルジュ, バンシイ, ベオリアおよびアコー等における「市場シェア」, ブイグ, ロレアル, ダノン, バンシイ, ベオリア, バロウレックおよびサン・ゴバン等における「営業権」がこれである。特に, ロレアルの営業権2,565百万€, カップ・ジェミニイの市場シェア1,009百万€は巨額である。

また, 「その他の無形資産」から一部の資産 (内容不明) をのれんに再分類した企業として,

ラガルデール, ペルノ・リカール, フランス・テレコムおよびエール・リキッド等の企業が挙げられる。

その他の無形資産からの再分類の理由は, これら無形資産が IFRS の認識・計上要件を充足しないと見られたからである。既述のとおり, 資本連結に関して, 仏基準の1999年連結会計規則では再評価額 (公正価値) 基準が採用され, 被取得企業株式の取得原価は当該企業の識別可能資産・負債に配分される⁽¹⁰⁾。取得価額と取得純資産再評価額との差額は, 配分残余としての取得差額 (のれん) とされる。仏基準におけるこの基本的な処理は, 国際会計基準 / 国際財務報告基準 (IFRS) と同様の処理である。

さらに, 被取得企業株式の取得原価の識別可能資産・負債への配分にあたって, 一定の条件を満たす場合には「無形資産」として分離・計上することが認められた。1999年連結会計規則パラグラフ2111「資産・負債の識別」によれば, 被取得企業の識別可能資産・負債は無形要素も含めその価値の事後の把握を可能にする条件で個別に評価できる要素であり, 無形資産は当該資産が生み出する将来の経済的便益または市場価値がある場合には市場価値を主に基礎とした客観的かつ適切な規準に従ってこれを評価できる場合にのみ, 連結貸借対照表上個別に計上できるものとされた。

他方, フランス企業は1980年代後半から, 商標・ブランド, 市場シェア, 営業権, 工業権, 顧

客リスト、営業ネットワーク、といった名称の資産を、企業結合時ののれんから分離・計上していたことは既述のとおりである⁽¹¹⁾。しかし、すでに指摘したとおり、会計規則は無形資産の認識要件を十分に明確にしていたわけではなかった。

これに対して、IAS 第22号「企業結合」では無形要素を含む個々の取得資産・負債は、資産の定義を充足することを前提に、当該資産・負債に係る将来の経済的便益が取得企業へ流入または取得企業から流出する可能性が高く、かつ取得企業にとってそれらの原価または公正価値を信頼性をもって測定できる場合に個別に認識される (par.27)。また、IFRS 第3号「企業結合」(2004年) は、企業結合における識別可能無形資産の例として、商標・ブランド、雑誌タイトル、非競争に関する合意、顧客リスト、ソフトウェア、特許権を持たない技術などを挙げた。

また、フランスでは無形資産の認識に関して、2005年において1999年連結会計規則の改訂に係る会計規制委員会 (CRC) 規則第2005-10号が、1999年プラン・コンタブル・ジェネラル第221-3条 (無形資産の識別可能性) および第311-1条 (有形固定資産、無形固定資産または棚卸資産の認識の要件) によることとした。これら規定は、2004年に CRC 規則第2004-06号により、IFRS におけ

る無形資産の識別可能性および認識の要件と同等のものに改訂されていたことは既述のとおりである⁽¹²⁾。しかし、「市場シェア」を計上できるか否かの点に関しては、曖昧なままであった。

2004年度の決算は、CRC 規則第2004-06号および第2005-10号の適用前に行なわれたものである。IFRS への移行に伴い、仏基準の下で計上されていた「営業権」や「市場シェア」等がIAS 第38号「無形資産」に定める無形資産の認識要件を満たさない非識別可能資産とされたのである。再分類の大部分は、当該理由により、これら資産をその他の無形資産からもとの「のれん」に再分類したものである。

(4) のれんの再計算の内容

のれんの再計算は、主として規則的償却費の消去、企業結合の再計算によるのれんの計上、のれんの減損、企業結合時のリストラ費用の期間費用化等である。

第7図表に示すとおり、仏基準では、正ののれん (取得差額) の処理は一定期間の規則的償却を基本として臨時的な減損処理を併用してきた。しか、償却期間は一貫して明示されてこなかった。

第7図表 2005年度 IAS/IFRS 移行前後ののれん処理の比較

のれんの処理		2005年度 IFRS 移行前	2005年度 IFRS 移行後
正の のれん	規則的償却 (定額法償却)	○ (償却期間は多様)	×
	減損処理	○ (臨時的)	○ (経常的)
	自己資本計上 (利益剰余金から控除)	○ (例外的)	×
負の のれん	関係固定資産に配分または危険引当金計上 (一定期間利益戻入)	○ (戻入期間は多様)	×
	自己資本計上	○ (例外的)	×
	即時利益計上	×	○

(筆者作成)

これに対して、IFRS 第3号では、のれんは規則的に償却せず、減損処理を基本とする。IFRS への移行に伴い、規則的償却から経常的な減損テストに基づく減損処理に転換しなければならない⁽¹⁴⁾。また、仏基準は例外的に自己資本計上を容認してきたが、IFRS 第3号はこれを禁止している。

第5図表および第6図表に示すとおり、再計算の中心は、仏基準に基づき2004年度に計上されたのれん償却費の消去である。これにより、すべての企業においてのれんの計上額および持分 (純資産) が増加した。また、アルカテル・ルーセント、ルイビトン・モエテネシー (LVMH)、サノフィ・アバンティスは、仏基準に基づき持

分プーリング法で処理した企業結合を、当該方法を禁止している IFRS に従いパーチェス法で再計算した。特に、サノフィ・アバンティスでは、アバンティスの取得を再計算した結果、4,579百万€のれんが計上された。

また、ルイビトン・モエテネシーは1987-2003年度の企業結合を再計算した。特に、持分プーリングで処理していた1987年におけるモエ・テネシーとルイビトンの合併は、買収法(モエ・テネシーによるルイビトンの買収)により再計算された。その結果、2,058百万€に上る巨額のルイビトン・ブランドが認識され、後述の「その他の無形資産」に計上されている。さらに、仏基準の下で取得原価の配分時に考慮したリストラ引当金は IFRS ではみとめられず、消去対象となった。

過去の企業結合の再計算については、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初年度適用」(2003年)は当該再計算を実施するか否かを企業の選択に委ねている。多くの企業は2004年1月1日前の企業結合を再計算しなかったが、ルイビトン・モエテネシー(1987年~2003年の企業結合)、プジョー・シトロエン(2001年以降の企業結合)、サノフィ・アバンティス、PPR(1999年以降の企業結合)など当該再計算を実施した企業も見られ、対応は企業によりマチマチであった。

負ののれん(取得差額)の処理に関しては、仏基準では、負ののれんは正ののれんと相殺した上で、残額がある場合には一定期間利益に戻し入れる方式を採用してきた(戻入期間は非明示)。これに対して、IFRS 第3号では、識別可能資産・負債の識別と測定、および企業結合の取得原価の測定を再度見直すこととし、そのような再度の見直しの後に残った超過額は、損益として直ちに認識しなければならない。負ののれんの再計算については、ベオリアを除きこれに明瞭に言及した企業は見られなかった。

② その他の無形資産における影響

(1) その他の無形資産(商標・ブランド・開発費・その他)の計上額の変動

仏企業では、のれん(取得差額)以外の無形資産を「その他の無形資産」として計上している。

当該資産を構成する主なものには、商標・ブランド、営業権、市場シェア、顧客名簿、特許権、開発費、ソフトウェア等がある⁽¹⁵⁾。

第8図表は、前出30企業について、2004年度末の仏基準ベースの「その他の無形資産」の金額が、IFRS ベースではどのように増減したかを示したものである。

これによれば、2004年度末における30企業の仏基準ベースのその他の無形資産総額は97,803.2百万€(平均3,260百万€)である。当該資産総額は、IFRS ベースで再計算すると、95,527.8百万€(平均3,184百万€)となった。従って、仏主要30企業全体で、IFRS への移行は2004年度末仏基準ベースの「その他の無形資産」総額を2,275.4百万€だけ減少させたことになる。その他の無形資産総額の平均減少率は-2.3%である。

30企業のうち18企業において当該資産が減少し、11企業で増加した。変動なしの企業が1企業である。6割の企業で、その他の無形資産が減少したことがわかる。

IFRS への移行に伴って、その他の無形資産が最も大きく変動した企業は、+1,392.4%のプジョー・シトロエンである。当該企業の場合、増減額は仏基準計上額の約14倍に達した。これに続き、トタル+155.9%、GDF スエズ+147.6%、ルイビトン・モエテネシー+104.3%となっており、100%以上増加した企業が4企業に上った。さらに、20企業において当該資産が10%以上変動しており、当該資産における IFRS 移行の影響はのれん以上に大きいと言える。

(2) その他の無形資産計上額の変動要因

その他の無形資産計上額の変動要因を、のれんと同様、「再分類」と「再計算」の2つの点から分析してみると、第8図表に示すとおり、30企業全体のその他の無形資産の減少額は2,275.4百万€であるが、再分類による減少額は14,447百万€(平均482百万€)、再計算による増加額は12,171.6百万€(平均406百万€)である。再分類による減少額が再計算による増加額を上回っているのがわかる。

第8図表 その他の無形資産（商標・ブランド・開発費等）における IFRS 移行の影響（2004年度末連結ベース）

（単位：百万円）

企業グループ	仏基準	IFRS 再分類	IFRS 再計算	増減額	IFRS 準拠	増減率
1. ブジョーC	224	0	3,119	3,119	3,343	+1,392.4
2. トタル	803	1,574	(322)	1,252	2,055	+155.9
3. GDF スエズ	1,354	(2)	2,001	1,999	3,353	+147.6
4. LVMH	3,837	59	3,942	4,001	7,838	+104.3
5. ラファルジュ	2,760	(2,147)	(305)	(2,452)	308	-88.8
6. カップ・ジェミニ	1,159	(1,009)	39	(970)	189	-83.7
7. ブイグ	5,634	(4,293)	(321)	(4,614)	1,020	-82.0
8. アルカテルL	397	0	308	308	705	+77.6
9. ロレアル	3,740	(2,673)	(2)	(2,675)	1,065	-71.5
10. パンシイ	173	(73)	(18)	(91)	82	-52.6
11. ベオリアE	1,859	(532)	(268)	(800)	1,059	-43.0
12. ビベンディU	7,640	(3,079)	47	(3,032)	4,608	-39.7
13. ルノー	1,779	0	681	681	2,460	+38.3
14. アルストム	909	12	301	313	1,222	+34.4
15. ラガルデール	2,260	6	(738)	(732)	1,528	-32.4
16. カルフル	1,046	(306)	(10)	(316)	730	-30.2
17. エシロール INT	110	(22)	0	(22)	88	-20.0
18. PPR	8,224	(1,606)	0	(1,606)	6,618	-19.5
19. S アバンティス	29,600	0	3,629	3,629	33,229	+12.3
20. エール・リキッド	471	(12)	(39)	(51)	420	-10.8
21. アコー	364	57	(21)	36	400	+9.9
22. EDF	1,181	0	107	107	1,288	+9.1
23. シュネデルE	847	0	48	48	895	+5.7
24. サン・ゴバン	1,883	(79)	0	(79)	1,804	-4.2
25. ダノン	1,400	(47)	0	(47)	1,353	-3.4
26. F テレコム	15,904	(272)	0	(272)	15,632	-1.7
27. ミシュラン	155	0	(1)	(1)	154	-0.6
28. テクニップ	78.2	0	(0.4)	(0.4)	77.8	-0.5
29. ペルノ・リカール	2,001	(2)	(6)	(8)	1,993	-0.4
30. パロウレック	11	(1)	1	0	11	0.0
合 計	97,803.2	(14,447)	12,171.6	(2,275.4)	95,527.8	-
平 均	3,260	(482)	406	(76)	3,184	-2.3%

・その他の無形資産の金額は純額

（各社の2004年度または2005年度の年次報告書に基づき筆者作成）

第9図表および第10図表は、「その他の無形資産」の減少企業と増加企業に分けて、その変動の要因をまとめたものである。減少企業18社全体の平均減少率は-31.5%であり、増加企業（増減なし企業を含む）12社全体の平均増加率は+37.5%であった。その他の無形資産における変動幅はのれんのそれより大きい。

(3) その他の無形資産における再分類の内容

第9図表および第10図表に示すとおり、「再

分類」の大部分はのれんへの再分類である。再分類の対象となったものとしては、既述のとおり、主に法的保護のない「市場シェア」と「営業権」である。これがその他の無形資産の減少の最も大きな要因となっている。

(4) その他の無形資産における再計算の内容

その他の無形資産における「再計算」は、イ) 企業結合に伴う無形資産の取得、ロ) 内部創出無形資産の計上およびハ) 営業権・繰延資

産等の消去からなる。

イ) 企業結合に伴う無形資産の取得

ルイビトン・モエテネシーおよびサノフィ・アバンティスは、過去の企業結合を再計算した結果、前者では2,058百万€のルイビトン・ブランド、後者では4,748百万€の開発費が分離されてその他の無形資産として計上された。

また、仏基準では企業結合で分離・計上されるブランド・商標に対して税効果を認識しないが、IFRSの下では当該税効果（繰延税金負債）を認識しなければならない。

ロ) 内部創出無形資産の計上

多くの企業でその他の無形資産の増加要因と

なったのが、内部創出無形資産の計上である。IAS38号「無形資産」は企業結合時以外に、商標・ブランド等の形での内部創出の資産計上を基本的に認めていない。しかし、次の条件を満たす場合には、開発段階で支出した研究開発費はこれを資産に計上しなければならない。すなわち、

- ・企業は無形資産を完成させ、売却または使用する意思を持ちかつそうできる能力をもつ。
- ・当該無形資産は可能性の高い将来の経済的便益を生み出す。
- ・無形固定資産の開発費支出は信頼できる形で評価できる。

第9図表 その他の無形資産の減少企業と変動要因

(金額: 百万€)

	減少企業18社	減少率 (%)	減少額	計上額変動の主要要因
1	ラファルジュ	-88.8	(2,452)	市場シェア (非償却無形資産) ののれんへの再分類
2	カップ・ジェミニ	-83.7	(970)	市場シェアののれんへの再分類 (1,009), 購入ソフトウェアおよび内部創出無形資産計上39
3	ブイグ	-82.0	(4,614)	市場シェア等ののれんへの再分類 (4,293)
4	ロレアル	-71.5	(2,675)	営業権 (2,565) と市場シェア (105) ののれんへの再分類
5	バンシイ	-52.6	(91)	市場シェア (63) および営業権 (10) ののれんへの再分類。営業権の消去 (28), 採石場開発納付金の認識10
6	ベオリア E	-43.0	(800)	営業権・市場シェアののれんへの再分類 (532), 賃借契約のリース計上 (72), 繰延資産の消去 (118) など
7	ビベンディ U	-39.7	(3,032)	少数株主持分の再取得 (914), 無形資産の消去 (2,225)
8	ラガルデール	-32.4	(732)	一定資産ののれんへの再分類 (690), 受注映像作品の制作費の棚卸資産への再分類 (1), 映像権の消去・費用化 (47)
9	カルフル	-30.2	(316)	のれんへの再分類 (159)
10	エシロール INT	-20.0	(22)	詳細不明
11	PPR	-19.5	(1,606)	詳細不明
12	エール・リキッド	-10.8	(51)	のれんへの再分類 (12), 内部創出無形資産の計上103, 繰延資産 (創立費) の消去 (142)
13	サン・ゴバン	-4.2	(79)	営業権ののれんへの再分類 (44), 中国・インドでの土地使用権のその他の債権への再分類・創立費等の消去 (35)
14	ダノン	-3.4	(47)	営業権ののれんへの再分類 (47)
15	Fテレコム	-1.7	(272)	詳細不明
16	ミシュラン	-0.6	(1)	IAS38の要件を充足しない無形資産はない
17	テクニップ	-0.5	(0.4)	詳細不明
18	ペルノ・リカル	-0.4	(8)	のれんへの再分類 (2)
	平均	-31.5%	(987)	

・() の数値はマイナスの金額 (減少額) を表す。持分変動の主要要因は金額の大きいものを3つ挙げた。
(各企業の年次報告書または AMF 提出書類により筆者作成)

第10図表 その他の無形資産の増加企業と変動要因

(金額:百万€)

増加企業12社	増加率 (%)	増加額	計上額変動の主要要因
1 プジョーC	+1,392.4	3,119	自動車関係の開発費の資本化
2 トタル	+155.9	1,252	鉱業権の有形固定資産からの再分類1,574 (IFRS6)
3 GDF スエズ	+147.6	1,999	使用権契約による計上
4 LVMH	+104.3	4,001	1987年度の合併の再計算からのルイビトン・ブランドの認識2,058。のれん等からのブランドへの再分類2,179
5 アルカテルL	+77.6	308	開発費の資本化308
6 ルノー	+38.3	681	開発費の資本化681
7 アルストム	+34.4	313	開発費の資本化301
8 S アバンティス	+12.3	3,629	開発費の資本化52, 企業結合に伴う研究開発費の資本化4,748, 研究開発費の一部の償却 (85), 商業化製品に係る権利の見積価額の修正 (1,086)
9 アコー	+9.9	36	創立費・新株発行費・開業費の消去 (17), 減損損失 (4) (構成要素法の適用), 市場シェアののれんへの再分類
10 EDF	+9.1	107	詳細不明
11 シュネデルE	+5.7	48	詳細不明
12 バロウレック	0.0	0	のれんへの営業権の再分類 (1)
平均	+37.5%	1,291	

・() の数値はマイナスの金額 (減少額) を表す。持分変動の主要要因は金額の大きいものを3つ挙げた。
(各企業の年次報告書またはAMF提出書類により筆者作成)

第9図表および第10図表に示すとおり、サノフィ・アバンティス52百万€および4,748百万€, プジョー・シトロエン (自動車関係の開発費), ルノー681百万€, アルカテル・ルーセント308百万€, アルストム301百万€, エール・リキッド103百万€およびカップ・ジェミニ39百万€となっており, これら企業は, IFRS 移行に伴い IAS 第38号の上記要件を充足する研究開発関係の権利や情報ソフトウェアなどを内部創出無形資産として計上した。ルノーの場合, 2002年以前の開発費で一時的費用としていたもののうち, IAS38の認識・測定の要件に合致するものを資本化した。

これ以外に, IAS 第38号の計上要件を満たすものとして無形資産に計上した例に, バンシイにおける採石場開発納付金 (それまでは費用処理) がある。

ハ) 営業権・繰延資産の消去

IAS 第38号の計上要件を充足しない営業権はIFRS移行時に消去されている。例えば, バンシイの場合がこれである。

また, 創立費, 開業費等の繰延資産は, 仏基準の下では, その他の無形資産に含めて計上さ

れていた。これら繰延資産は, IAS 第38号の計上要件を充足しないものとして, IFRS 移行に伴い消去された。金額的には小さいながら, ペオリア, ビベンディ, エール・リキッド, アコーの4社が当該消去を行なった。

c. 国際的基準対応型企业および国内基準型企业におけるIFRS移行の影響の比較

① 仏主要30企業全体に対する影響

第11図表は, 仏主要30企業全体に対するIFRS移行の影響をまとめたものである。

仏主要30企業全体で見ると, 国際会計基準/国際財務報告基準 (IFRS) への移行は, 持分 (純資産) を2.95%減少させた。持分減少の主要原因は未認識退職給付債務および自己株式の処理にある。

これに対して, 無形資産におけるIFRSへの移行は全体として計上額を増やす方向で影響を与えた。のれん償却費の消去, 持分プーリング法に基づいて処理した企業結合の買収法による再計算, 開発費の資本化等の内部創出無形資産計上等が増加の主要原因であった。

第11図表 2004年度末仏基準ベースの持分・無形資産に対する IFRS 移行の影響 (金額: 百万€)

B/S 項目	仏基準ベース残高	IFRS ベース残高	IFRS 変動額	変動率
持分 (純資産)	283,485	275,112	-8,373	-2.95%
のれん	128,967	152,438	+23,471	+23.4%
その他の無形資産	97,803	95,528	-2,275	-2.3%
無形資産合計	226,770	247,966	+21,196	+9.3%

・数値はすべて CAC40企業のうち、金融・保険および外国企業を除いた30企業の数値を集計したもの。のれんおよびその他の無形資産は純額。「無形資産合計」はのれんおよびその他の無形資産の合計額。変動率はIFRS移行に伴う変動額を仏基準ベース残高でわったもの。

(筆者作成)

しかも、「のれん」が23.4%増加したのに対して「その他の無形資産」は2.3%減少した点から見れば、IFRSの影響はのれんとその他の無形資産では異なるものとなった。

この影響の違いは、再分類項目の存在が大きく原因している。すなわち、仏基準の下で資本連結時にのれんから分離され、「その他の無形資産」に計上されていた「営業権」や「市場シェア」等の無形要素が、IFRSの下では計上要件を充足しないものとされて元ののれんに再分類された。

当該再分類により、多くの企業でのれん計上額が増加する一方、その他の無形資産計上額は減少することとなったのである。

② 国際的基準対応型企業および国内基準型企業における IFRS 移行の影響の比較

次に、この主要30企業を「国際的基準対応型企業」と「国内基準型企業」の二つのグループに分けて、IFRS移行の影響を分析してみよう。

(1) 国際的基準対応型企業と国内基準型企業

既述のとおり、仏企業グループの中には、仏基準に準拠しつつ米国基準 (US-GAAP) あるいは国際会計基準 (IAS) といった国際的会計基準にも対応した連結計算書類を作成する企業グループが見られた。本稿では、このような連結計算書類の作成企業グループを「国際的基準対応型企業」と呼び、国内基準に基づく「国内基準型企業」と区別した⁽¹⁶⁾。

第12図表は、前出30企業を「国際的基準対応型企業」と「国内基準型企業」の二つのグループに分類したものである。

第12図表 国際的基準対応型企業と国内基準型企業

国際的基準対応型企業 (16社)	国内基準型企業 (14社)
1970年代～ ・米国基準対応; S アバンティス, サン・ゴバン (後に IAS/IFRS), トタル (後に IAS→米国基準), エール・リキッド, ダノン, カルフール 1980年代～ ・米国基準対応; ブジョーC ・国際会計基準 (IAS) 対応; LVMH ・国際的実務対応; アコー, ルノー (後に IAS) 1990年代～ ・国際会計基準 (IAS) 対応; ラファルジュ, エシロー, カップ・ジェミニ, テクニップ, GDF スエズ ・国際的実務対応; ラガルデール	EDF, アルカテル L, ミシュラン, ペルノ・リカル, アルストム, ロレアル, ベオリア E, F テレコム, ビベンディ U, パロウレック, パンシイ, ジュネデール E, ブイグ, PPR

・S アバンティスは旧ローヌ・プーランク, ダノンは旧 B.S.N. GDF スエズは旧スエズ。

(Ordre des Experts Comptables et Comptables Agréés (OECCA), *Les Rapports annuel des Sociétés françaises* の1978年版および1981年版, L'Association Technique d'Harmonisation (ATH), *L'Information Financière en 1986*, CLET, 1989, および Price Waterhouse, *Communication et Information Financière*, Les Echos, 1997を参考にして筆者作成)

前出30企業のうち、16企業は「国際的基準対応型企業」に、14企業は「国内基準型」に分類される。国際的基準対応型企業とは、仏基準の枠内で米国基準または国際会計基準 (IAS) と調和した連結計算書類を作成してきた企業をいう。国内基準型企業はこのような対応を行なっていない企業である。

国際的基準対応型企業の中には、基準を明示せず、「国際的実務」と表現する企業も見られた。

また、対応する国際的基準を変更してきた企業も見られる。ルイボトン・モエテネシー (LVMH) およびサン・ゴバンは1980年代に米国基準対応から国際会計基準対応に転換した。また、ラファルジュは1970年代および1980年代の英国基準対応から1990年代には国際会計基準対応に転換した。トタルは、当初の米国基準対応を1980年代に国際会計基準対応に転換し、1990年代にはさらに米国基準対応に再転換している。

さらに、これら企業における国際的基準への対応は全面的なものではなく、一部を除外した部分的対応であった。例えば、エール・リキッドの場合、連結純利益は米国基準ベースの金額と比べて重大な違いがないこと、除外された事項として未実現換算差額の処理、建設中の固定資産のコストに係る利息の処理およびのれんの処理があることを注記した。

在外子会社の財務諸表の換算では、流動資産・負債、他の非流動資産 (固定資産・投資を除く)、長期負債および各種引当金は決算日レートでこれを換算し、固定資産、投資、棚卸資産、株主持分および繰延税金は歴史的 (取得日) レートでこれを換算した (1983年度の年次報告書21頁)。

これに対して、損益項目は、固定資産・投資に係る減価および処分利得・損失を除き、決算日レートでこれを換算した。換算に係る利得・損失は、外貨換算引当金 (B/S 上の引当金勘定に計上) に直接貸記または借記された。これを、米国基準に従い損益処理した場合、1983年度の純利益が71百万フラン減少 (1982年度は37百万フランの減少) していたことが注記された (同報告書20頁)。

のれんの処理に関しては、1995年度の年次報告書によれば、留保利益からの控除処理が採用

されており、米国基準に従い処理した場合と比較して、純利益が10.7億フラン減少したことが注記された (32頁)。

国内基準型企業と比較すると、これら国際的基準対応型企業の連結計算書類は、一部除外とはいえ、米国基準または国際会計基準 (IAS/IFRS) 完全準拠の連結財務諸表に近いものと考えられる。

そこで、IFRS 移行に係る2004年度末の持分 (純資産) への影響に関する前出データに基づいて、国際的基準対応型企業と国内基準型企業とで影響に違いがあるのかを分析したい。一般には、国内基準型企業と較べて、国際的基準対応型企業の方が IFRS 移行の影響は軽微であると考えるのが常識的であろう。

(2) 持分 (純資産) および無形資産における影響の比較

第13図表は、仏主要30企業を国際的基準対応型企業と国内基準型企業とに分け、さらに増加企業と減少企業に区別して、仏基準から IFRS への移行が、持分 (純資産)、のれんおよびその他の無形資産並びに無形資産合計額にどの程度の影響を与えたかを、増減率の面から分析したものである。

増減率の平均値は各企業の増減率を単純平均した。また、増加企業と減少企業が混在すれば、プラス値とマイナス値が相殺される可能性がある。そこで、国際的基準対応型企業と国内基準型企業をさらに増加企業と減少企業に分けて計算した。

これによれば、持分 (純資産) 増減率については、国際的基準対応型企業体では-3.7%の減少であったのに対して、国内基準型企業全体は-2.3%の減少であった。全体で見ると、国際的基準対応型企業の減少率が国内基準型企業の減少率を上回る結果となった。

しかし、これをさらに増加企業と減少企業に分けて見ると、国際的基準対応型企業では増加企業の増加率が+4.1%、減少企業の減少率が-8.3%であったのに対して、国内基準型企業における増加企業の増加率は+15.5%、減少企業の減少率は-15.5%であった。

第13図表 持分(純資産)および無形資産における影響の比較

項 目		平 均	分 散	標準偏差	最小値	最大値
持分の増減率	国際的基準対応型全体	-3.7%	57	7.55	-16.6	+15.5
	増加企業 (6社)	+4.1%	27	5.19	+0.4	+15.5
	減少企業 (10社)	-8.3%	18	4.19	-3.5	-16.6
	国内基準型全体	-2.3%	1,557	39.45	-49.4	+41.4
	増加企業 (6社)	+15.0%	159	12.61	+2.0	+41.4
	減少企業 (8社)	-15.2%	221	14.88	-2.1	-49.4
のれんの増減率	国際的基準対応型全体	+26.5%	1,557	39.45	-10.8	+114.7
	増加企業 (13社)	+33.9%	1,667	40.83	+0.6	+114.7
	減少企業 (3社)	-5.5%	17	4.17	-0.6	-10.8
	国内基準型全体	+204.2%	336,667	580.23	-44	+2,264.6
	増加企業 (12社)	+238.2%	378,008	614.82	+5.2	+2,264.6
	減少企業 (2社)	-29.7%	208	14.28	-15.4	-44.0
その他の無形資産の増減率	国際的基準対応型全体	+99.2%	116,097	340.73	-88.8	+1,392.4
	増加企業 (7社)	+265.8%	214,695	463.35	+9.9	+1,392.4
	減少企業 (9社)	-30.5%	9,053	95.15	-0.5	-88.8
	国内基準型全体	-13.2%	1,410	37.55	-82	+77.6
	増加企業 (5社)	+25.4%	821	28.65	0	+77.6
	減少企業 (9社)	-34.6%	852	29.19	-0.4	-82
無形資産合計の増減率	国際的基準対応型全体	+25.8%	1,315	36.26	-2.7	+128.1
	増加企業 (12社)	+35.0%	1,414	37.61	+0.9	+128.1
	減少企業 (4社)	-1.8%	0.8	0.89	-0.7	-2.7
	国内基準型全体	+0.3	247	15.72	-44.9	+18.3
	増加企業 (11社)	+7.0%	31	5.57	+0.4	+18.3
	減少企業 (3社)	-24.3%	148	12.18	-4.6	-44.9

・「無形資産合計」は「のれん」と「その他の無形資産」を合計したもの。平均値は各企業の変動率を単純平均したもの。

(筆者作成)

つまり、増加企業と減少企業に分けて分析すると、いずれにおいても国際的基準対応型企業の増加率または減少率が国内基準型企业における増加率または減少率を下回ったことがわかる。

持分増減率の分散および標準偏差を見てみると、国際的基準対応型企业における分散および標準偏差は国内基準型企业の分散および標準偏差を大きく下回った。これを増加企業と減少企業に分けて分析しても同様の結果となった。これから、増減率のバラツキ度合いは、国際的基準対応型企业の方が国内基準型企业より小さいことが明らかとなる。言い換えれば、国内基準型企业の持分の増減率は企業により大きく異なり、これら企業における IFRS 移行の影響は極めて大きい企業もあれば小さい企業もあったと言える。

次に、のれんの増減率については、国際的基準対応型企业の増減率は全体が+26.5%、増加企業+33.9%、減少企業-5.5%であったのに対

して、国内基準型企业は全体が+204.2%、増加企業+238.2%、減少企業-29.7%となり、全体、増加企業および減少企業いずれにおいても国際的基準対応型企业における増加率または減少率が国内基準型企业の増加率または減少率を大きく下回った。

のれん増減率の分散および標準偏差の点からは、国際的基準対応型企业における分散および標準偏差が国内基準型企业の分散および標準偏差を大きく下回ったことがわかる。これを増加企業と減少企業に分けて分析しても同様の結果となった。従って、のれん増減率のバラツキ度合いは、国際的基準対応型企业の方が国内基準型企业より小さい。

これらの点から、のれんに対する IFRS 移行の影響は、国際的基準対応型企业の方が国内基準型企业より小さいといえる。当該影響の要因としては、既述のとおり、その他の無形資産からののれんへの再分類が上げられる。国内基準型企业における当該再分類の影響が大いもので

あったことが考えられる。

また、その他の無形資産の増減率については、国際的基準対応型企業が増減率は全体が+99.2%、増加企業+265.8%、減少企業-30.5%であったのに対して、国内基準型企業は全体が-13.2%、増加企業+25.4%、減少企業-34.6%となった。その結果、国際的基準対応型企業における減少企業の減少率が国内基準型企業における減少企業の減少率を下回った他は、増加企業においては国際的基準対応型企業の増加率が国内基準型企業の増加率を大きく上回り、全体では国際的基準対応型企業は99.2%の増加に対して、国内基準型企業は13.2%の減少であった。

その他の無形資産の増減率における分散および標準偏差の点からは、国際的基準対応型企業における分散および標準偏差が国内基準型企業の分散および標準偏差を大きく上回ったことがわかる。これを増加企業と減少企業に分けて分析しても同様の結果となった。従って、その他の無形資産の増減率のバラツキ度合いは、国際的基準対応型企業の方が国内基準型企業より大きい。

これらの点から、その他の無形資産に対するIFRS移行の影響は、国際的基準対応型企業の方が国内基準型企業より大きいといえる。当該影響の要因としては、既述のとおり、多額の開発費の計上、過去の企業結合の再計算等が上げられ、国際的基準対応型企業における当該処理の影響が大きいものであったことが考えられる。

さらに、のれんおよびその他の無形資産との間で行われた再分類の影響を除去するために、のれんとその他の無形資産を合計した無形資産全体の変動の状況を見てみよう。

第13図表に見られるとおり、のれんとその他の無形資産を合計した無形資産全体については、国際的基準対応型企業における増減率は全体が+25.8%、増加企業+35.0%、減少企業-1.8%であったのに対して、国内基準型企業では全体が+0.3%、増加企業+7.0%、減少企業-24.3%であった。減少企業を除けば、国際的基準対応型企業の増加率が国内基準型の増加率を大きく上回った。

無形資産合計の増減率の分散および標準偏差

の点からも、減少企業を除けば、国際的基準対応型企業における分散および標準偏差が国内基準型企業の分散および標準偏差を大きく上回ったことがわかる。従って、無形資産全体の増減率のバラツキ度合いは、全体および増加企業において、国際的基準対応型企業の方が国内基準型企業より大きく、減少企業においては国際的基準対応型企業が国内基準型企業より小さい。

これらの点から、のれんおよびその他の無形資産を含めた無形資産全体については、国際的基準対応型企業においては増加企業が、国内基準型企業においては減少企業がより大きな影響を受けたといえる。当該要因としては、増加企業においては開発費の資本化および過去の企業結合の再計算が、減少企業においてはその他の無形資産の消去等が上げられる。

以上のとおり、2005年度の仏主要30企業におけるIFRS移行の影響を分析すると、持分（純資産）に対する影響と無形資産全体に対する影響は若干異なるものとなった。特に、その他の無形資産計上額の変動は国内基準型企業においてよりもむしろ国際的基準対応型企業において大きいものとなったのである。

他方、すでに指摘したとおり、持分の変動に関して、国際的基準対応型企業の中には、資産および負債に巨額の変動が見られるものの、両者の増加額または減少額がほぼ等しいことから、結果的に資産と負債の差額としての持分の変動が小さくなった企業が多く見られたことに注意する必要がある。ルイボトン・モエテネシー(LVMH)、カルフル、テクニップ、ブジョー・シトロエン、GDF スエズおよびトタルの各企業グループがこれである。

例えば、LVMHの場合、資産お増加額が5,020百万€、負債の増加額は5,520百万€となり、最終的に持分は500百万€減少したにすぎない。また、テクニップの場合、資産の減少額が6,356百万€、負債の減少額は6,418百万€となり、最終的な持分の変動額は62百万€の増加であった。

資産および負債の変動を個別に分けて見てみると、また、前出のLVMH、テクニップ、GDF スエズが国際会計基準（IAS）対応企業であったと

いう事実を考慮すると、国際的基準対応型企業あるいは国際会計基準 (IAS) 対応企業における影響が国内基準型企業における影響より小さいものであったとは必ずしも言えないと思われる。この点は、統計学的分析からも確認される⁽¹⁷⁾。

1970年代以降、フランス企業が米国基準または国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成してきたことの意味を再考する必要があると見られる。

[未完]

[注記]

- (1) スエズ (Suez) は1997年に水道会社リヨネデゾー (Lyonnaise des Eaux) と合併してスエズ・リヨネデゾーとなり、2001年にはスエズと社名を変更した後、2003年に水・環境関連業を分割して別会社スエズ・アンビロヌマン (Suez Environnement) とした。2007年に、スエズはフランスガス (EDF) と合併してスエズEDFとなり、他方ではグループの水・環境関連事業を集約したスエズEは2008年に上場した。従って、2005年度のIFRS移行当時、同社は非上場会社であった。
- (2) フランス電力における接続料は、IAS第18号に基づき平均20年での繰延計上によるものである。仏基準では、料金システムでの標準接続料金はインボイス作成日で計上された。
- (3) カップ・ジェミニの場合に見られる繰延税金資産の現在価値化の消去は、仏基準では繰延税金資産は割引の影響が大きく、かつ回収可能性を信頼をもって判断できる場合には割引引かれるのに対して、IAS12号は割引を禁止しており、割引計算の消去に伴い繰延税金資産が増加したものである。また、売上高の認識は、仏基準では期間に応じて収益を認識した一定の契約について、IFRS (IAS18) ではサービスの提供高に応じて認識することによるものである。
- (4) カルフールの場合に見られるストック・オプションの処理については、仏基準ではストック・オプションの付与は費用処理する必要はなかったが、IFRSへの移行 (IFRS2) に伴い、費用処理したものである。
- (5) トタルの棚卸資産は取替原価に代えて、IAS2に従い石油製品棚卸資産をFIFOに従い、その他の棚卸資産を移動平均原価に従い評価したものである。これに伴い、価格変動調整引当金は消去された。
- (6) ルノーの場合、3年以上の期間の買取コミットメントの付いた自動車販売は売上として処理していたが、IFRSではリースとして処理しなければならない。
- (7) ペルノ・リカールの場合に見られる企業結合時のブランドに係る税効果の認識は、仏基準では認識していなかった企業結合時のブランドの税効果を、IAS12号に従いこれを認識したものである。また、従業員に付与される株式購入オプションに係る自己株式は、仏基準では市場性のある有価証券 (一時所有有価証券) に計上されていたが、IFRSへの移行 (IAS32) に伴い持分の減少として処理された。
- (8) アコーの場合に見られる、段階的引上げリース料条項の修正 (284) については、フランスではリース料を段階的に引き上げる条項が付いている契約が多く見られ、これに基づいて処理をしたものをIFRSでは、定額法で再計算したものである。また、減価償却方法の修正は、IFRS (IAS16) の減価償却構成要素法 (コンポーネント法) の適用によるものである。
- (9) バロウレックにおける有形固定資産の再計算を例に取り上げると、イ) 仏基準ではオペレーティング・リースとして処理したものをIFRS (IAS17) ではファイナンス・リースとなるもの、ロ) 有形固定資産の減損を計上したもの (IAS36) (以前は減損を計上しなかった)、ハ) 構成要素アプローチの採用によるものからなる。構成要素アプローチでは、その有効年数が暖房、重工業設備といった主要資産の有効年数より短い固定資産の主要構成要素は、それらが固有の有効年数にわたり償却されるよう技術部門により識別される。構成要素の取替えに係る事後の支出 (例えば新構成要素のコスト) は当該主要資産から将来の経済的便益がなお生ずると期待されることを条件に資本化される。また、構成要素アプローチは計画された1年超の期間をおいて行なわれる主要オーバーホールに係る支出にも適用される。当該支出は当該固定資産の取得価額の構成要素と認識され、次のオーバーホールまでの期間にわたり償却される。主要オーバーホールの間に生じた支出は、当該主要資産の使用から経済的便益が継続して生ずるという条件で資本化される。構成要素アプローチの使用の結果、仏基準で容認された修繕引当金を計上することはもはやできない。また、IAS16では、当該基準に従い償却計画を見直さなければならない。当該基準では定額法が標準となり新有効年数を資産の範疇ごとにこれを認識する。一定固定資産グループの有効年数を大きく延長する新償却計画はIAS16に従い決定される取得原価に、または企業結合の一部として取得

された固定資産については支配が推定されるときに公正価値に遡及的に適用される。

- (10) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (18)」法政大学経営学会『経営志林』第46巻第2号 (2009年1月) 39-44頁参照。
- (11) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (17)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第4号 (2009年7月) 25-26頁参照。
- (12) 前出拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (18)」43-44頁参照。
- (13) 各企業ののれんの償却期間は次のとおりである。すなわち、ラグールドール (最大20年)、テクニップ (20年)、パロウレック (5年~20年)、アコー (ホテル40年、その他10年~20年)、アコー (最大40年)、アルストム (20年)
- (14) ダノンの減損テストを例に取り上げてみたい。この場合の時価は、正味売却時価 (市場の正常な条件で実現する譲渡価格からそれに係る費用を控除した金額であり、市場価値 (valeur vénale) と表現された) と使用価値 (valeur d'usage) とのいずれか高い方である。使用価値は、活動部門別の予測キャッシュ・フローの割引現在価値または利益の倍数に基づいて決定される。2004年度の年次報告書によれば、当該キャッシュ・フローは、減損テスト対象固定資産に関わる「現金生成単位 (UGT)」の予測キャッシュ・フローと表現された。当該現金生成単位は、同一の活動系列に属しかつ他の現金生成単位からのキャッシュ・フローとは明確に独立したキャッシュ・フローを生み出す単位とされる (2004年度年次報告書79頁)。

キャッシュ・フローは今後5年度までの事業プランに基づいて、5年度を超える場合には各実体に特有の永続的な成長率を適用して計算される。キャッシュ・フローは、当該実体が活動する国に特有の加重平均資本コストを適用して割引現在価値化の対象となった。例えば、Pôle Biscuits en Europe 社については、1%の永続的な成長率と7.5%~10.7%の加重平均資本コストが適用された (2004年度年次報告書86頁)。

- (15) いくつかの企業の無形資産の処理あるいはその構成を見てみたい。例えば、ダノンの商標・ブランドの金額; 仏基準1,147百万€, IFRS1,156百万€, 増加額9百万€。LVMH の商標・ブランドの金額; 仏基準3,837百万€, IFRS7,838百万€, 増加額4,001百万€ (再分類額59百万€, 再計算額3,942百万€), アコー; 無形資産を構成するブランド・賃借権は仏では無限の有効期間を持つと考えられている。ライセンス, ソフトウェアは有効期間内に定額法償却している。ブイグ; 仏基準の無形資産の構成は創立費, 研究開発費, 営業権 (非償却・法

的保護なし), 賃借権, 許認可権, 特許権などから構成。C ジュミニイ; 189の内訳; ソフトウェア57, 内部創出無形資産11, その他121。EDF; その他の無形資産は主として開発費, 排出権などから構成。ペルノ・リカル; 1,993の内訳はブランド1,941, その他の無形資産 (販売権等) 54からなる。、同社はブランドに係る繰延税金負債の計上 (仏基準では繰延税金は認識されない (CRC99-02, パラ313) が, IAS12ではそのような例外を認めていない)。プジョー・シトロエン; その他の無形資産は主として, 自動車関係の開発費, 内部製作ソフトウェア, パテント, 商標から構成。開発費は最大7年~10年で償却。内部製作ソフトウェアは4年~12年, パテントと商標は最大20年で定額法償却。PPR; 6618の内訳はブランド6,230, その他の無形資産388。その他の無形資産は情報ソフトウェア (最大1年で償却), 内部創出ソフトウェア (IAS38の要件充足, 3年~10年で償却)。同社は IAS38の要件を充足する場合, 企業結合時にブランドをのれんから分離計上 (信頼できる形で評価され個別化可能または法律・契約から生ずるもの)。シュネデール; 企業結合でのれんから分離して認識した無形資産は IAS38の要件を満たし, 従って移行により影響なし。それ以外に保有していた無形資産は IAS38の要件を充足していた。仏基準の下で「その他の前受・前払費用」に計上された繰延資産は消去した (12百万€)。同社は内部創出無形資産 (開発費) を計上し (46百万€), 平均5年で償却。ルノー; 04年度末の無形資産 (IFRS 基準) は, 開発費2,377百万€その他の無形資産83百万€より構成。テクニップ; その他の無形資産はライセンス・パテント・商標, ソフトウェアなどから構成。パロウレックは内部創出無形資産は認識していない。企業結合ののれんから一定の無形資産を分離・計上し, 無期限の有効年数を有するものは非償却。パンシイ; その他の無形資産はソフトウェア, 特許権・ライセンスなどから構成。ビベンディ; その他の無形資産は内部製作ソフトウェア327百万€, 購入ソフトウェア419百万€, テレコム・免許881百万€, 商標51百万€。

- (16) 前出拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (17)」25頁参照。
- (17) 第1図表における国際的基準対応型企業および国内基準型企業の増減率の絶対値を変動幅の小さい順に順位をつけて Wilcoxon 検定を行ない, 国際的基準対応型企業の増減率の分布と国内基準型企業の増減率の分布との間に差があるか否か統計学的に分析してみた。国際的基準対応型企業16社の順位 (1, 2, 3, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 20, 23, 24, 25), 国内基準型企業14社の順位 (4, 5, 7, 9, 17,

18, 19, 21, 22, 26, 27, 28, 29, 30) から, n_s =国内基準型の企業数=14, n_L =国際的基準対応型の企業数=16, $N=n_s+n_L$, W_s =国内基準型企業の順位和=262, W_L =国際的基準対応型企業の順位和=203, 帰無仮説「国内基準型企業と国際的基準対応型企業は同じ母集団から抽出されている。」, 対立仮説「国内基準型企業と国際的基準対応型企業は同じ母集団から抽出されていない。」, W_s の95%信頼区間 $169.9 \leq W_s \leq 264.1$ で, $W_s=262$ は5%有意水準の棄却域に入らないので, 帰無仮説を棄却できない。

また, Levene 検定により両企業群の分散は等しくないこと, また, 等分散でないケースについて Welch の t 検定からは, 両企業群の平均値に差がないという結果になった。